

【特別障害者手当】対象となる障害の程度（厚生労働省「障害程度認定基準」より）

* 障がい単一の場合 *

- ① [別表第2]第3号(上肢)・4号(下肢)・5号(体幹)の障害のうちの1つを有し、かつ、日常生活動作表(注1(2ページ参照))の点数が10点以上のもの
- ② [別表第1]第8号(内部障害)又は(その他の疾患)に該当する障害を有するものであって、安静度表(注2(2ページ参照))の1度の状態を有するもの
- ③ [別表第1]第9号(精神障害)の障害を有し、かつ日常生活能力判定表(注3(2ページ参照))の合計点数が14点以上のもの

* 障がい2つ以上重複している場合 *

[別表第2]の1号から7号までの障害が2つ以上重複する場合

* 障がい3つ以上重複している場合 *

[別表第2]の1号から7号までの障害の1つを有し、かつ、下記1～11の障害を2つ以上有するもの

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能を失ったもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 7 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 8 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 10 前各号にあげるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

[別表第1]

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別する事ができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 8 前各号にあげるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

[別表第2]

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの又は1眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 6 前各号にあげるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(注1)【肢体不自由用】日常生活動作表…[別表第2]第3号(上肢)・4号(下肢)・5号(体幹)の障がいがあり、かつ、次表が10点以上のもの

動作	0点	1点	2点	点数
1. タオルをしぼる(水を切れる程度)	一人で行える	一人で行えるが、うまくできない	一人では全くできない	_____点
2. とじひもを結ぶ	一人で行える	一人で行えるが、うまくできない	一人では全くできない	_____点
3. かぶりシャツを着て脱ぐ	一人で行える	一人で行えるが、うまくできない	一人では全くできない	_____点
4. ワイシャツのボタンをとめる	一人で行える	一人で行えるが、うまくできない	一人では全くできない	_____点
5. 座る 〔正座・横すわり・あぐら・脚 なげだしの姿勢を持続する〕	一人で行える	一人で行えるが、うまくできない	一人では全くできない	_____点
6. たちあがる	一人で行える	一人で行えるが、うまくできない	一人では全くできない	_____点
7. 片足で立つ(右・左)…※	一人で行える	一人で行えるが、うまくできない	一人では全くできない	(右) _____点 ※ (左) _____点 ※
8. 階段の昇降(のぼる・おりる)…※	一人で行える	一人で行えるが、うまくできない	一人では全くできない	(昇) _____点 ※ (降) _____点 ※
			合計	_____点

※上記5～8について、補装具等を使用しない状態で判定。

※半身麻痺の障害の場合、上記5「座る」又は6「たちあがる」の動作が「ひとりでは全くできない」に該当しないと障害非該当。

※上記7及び8について、「一人では全くできない場合」は右・左又はのぼる・おりるは各1点とする。

※上記7及び8について、「一人で行えるが、うまくできない」は右・左又はのぼる・おりるは各0.5点とする。

※視覚障害、聴覚障害、音声言語機能障害、そしゃく機能障害及び平衡機能障害の単一での申請は不可。

(注2)【内部障害用】安静度表(結核の治療指針)…[別表第1]第8号(日常生活不能)の障がいがあり、かつ、次表の安静度1度に全て該当するもの

安静度	1 度 ◆絶対安静◆	2 度 ◆終日横になっている◆
1. 食事	ねたまま食べさせてもらう	横になるか又は物にもたれて食べる
2. 排便	便器を使う	便器を使う
3. 面会談	いけない	安静時以外に連続15分以内
4. 歩行	いけない	いけない
5. 清拭と入浴	入浴はいけない。清拭は医師の指示。	入浴はいけない。清拭は人にしてもらう。
6. 洗髪	いけない	人に拭いてもらう
7. 外来受診	外来受診はいけないが、病状は常に医師と連絡を保つ	外来受診はいけないが、病状は常に医師と連絡を保つ
8. 自由時間の内容	自由時間はない	自由時間はない

(注3)【精神・知的障害用】日常生活能力判定表…[別表第1]第9号(日常生活不能)の障がいがあり、かつ、次表が14点以上のもの

動作及び行動の種類	0点	1点	2点	点数
1. 食事	ひとりで行える	介助があればできる	できない	_____点
2. 用便(月経)の始末	ひとりで行える	介助があればできる	できない	_____点
3. 衣類の着脱	ひとりで行える	介助があればできる	できない	_____点
4. 簡単な買物	ひとりで行える	介助があればできる	できない	_____点
5. 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない	_____点
6. 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない	_____点
7. 刃物、火の危険	わかる	少しはわかる	わからない	_____点
8. 戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない	_____点
			合計	_____点